

都立高等学校を受検された保護者の皆様へ

## 東日本大震災等において被災した令和6年度入学生等に係る 入学料の免除について（お知らせ）

令和6年度都立高等学校入学者選抜及び令和6年度第一学期都立高等学校転学・編入学募集により入学する生徒のうち、下記に示す災害において被災した生徒については、申請により、入学料が免除となります。

入学料免除を希望される場合は、下記により申請してください。

### 記

#### 1 対象となる災害

発生年度	災害名称
平成22年度	東日本大震災
平成28年度	平成28年熊本地震
平成30年度	平成30年7月豪雨
平成30年度	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年度	令和元年台風第19号
令和2年度	令和2年7月豪雨

#### 2 申請期間

合格発表の日の翌日から起算して5日以内とする（ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）。

#### 3 申請書類

- 入学料減免申請書（第3号様式）
- 上記1に示す災害発生時に、当該災害の災害救助法適用範囲に住所を有し、被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

- \* (1) の記入用紙は、入学する都立学校の経営企画室（事務室）にあります。
- \* (2) については、他の手続き等で既に学校に提出済の場合は提出不要とします。
- \* 入学料減免申請をされた方は、入学料を納付せず、「納入通知書兼領収証書」を経営企画室（事務室）に返却してください。

#### 4 申請先・問合せ先

入学する都立高等学校の経営企画室（事務室）

#### 5 その他（東日本大震災等における被災者以外の方）

入学料の納付が経済的に困難な家庭については、入学料を免除又は1/2減額する制度があります。申請期間は、合格発表の日の翌日から起算して5日以内（5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）です。

希望される方は、お早めに入学する都立学校の経営企画室（事務室）に御相談ください（申請に当たり必要な書類が上記3と異なります。）。

令和6年1月  
東京都教育庁

都立高等学校及び都立中等教育学校に入学予定の皆様へ

## 令和6年能登半島地震において被災した生徒に係る入学料の 免除について（お知らせ）

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震において被災したことにより、都立高等学校及び都立中等教育学校への転学を許可された生徒については、申請により、入学料が免除となります。

入学料免除を希望される場合は、下記により申請してください。

### 記

#### 1 申請期間

合格発表の日の翌日から起算して5日以内（ただし、5日目が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌開庁日）

\* 必要となる書類が期間内に取得・提出できない等の事情がある場合、申請先の都立高等学校又は都立中等教育学校までお問い合わせください。

#### 2 申請書類

(1) 入学料減免申請書（第3号様式）

(2) 令和6年能登半島地震の災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類（罹災証明書等）

\* (1)の記入用紙は、入学する都立学校の経営企画室（事務室）にあります。  
\* (2)については、入学考査料の減免申請時等に既に学校に提出済の場合は提出不要です。  
\* 入学料減免申請をされた方は、入学料を納付せず、「納入通知書兼領収証書」を経営企画室（事務室）に返却してください。

#### 3 申請先・問合せ先

入学する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室